

[事案 2022-143] 遡及解約請求

・令和5年2月8日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の説明不足を理由に、遡及して解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和57年11月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下等の理由により、解約の相談をした平成16年2月に遡って解約してほしい。

- (1) 契約者である父の死後も保険料の引き落としが継続されることの連絡がなかったため、保険料が自動振替貸付となった。
- (2) 担当者に解約の相談をしたところ、解約返戻金を充当した保険商品の提案を行うばかりで、解約できなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 自動振替貸付については、立替えのお知らせ書面を送付して連絡しており、申立人は書面を受け取っている。
- (2) 担当者は、解約に必要な手続を説明しており、希望を告げられたとしても、手続を行わなければ解約にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。